

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） 萌気園通所リハビリセンター浦佐（もえぎ元気アップ教室ほっとかん）運営規程

第1条（目的）

医療法人社団萌気会（以下「事業者」）が運営するもえぎ元気アップ教室「ほっとかん」（以下「事業所」）が行う介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA（以下「事業」）は、要支援または事業対象と認められた高齢者（以下「利用者」）が、いつまでもまめ（元気）でいきいきとした生活を送ることができるよう、運動機能の維持・改善および認知症予防などのプログラムを提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努める。

第3条（事業所の名称及び所在地）

ご利用事業所の名称	萌気園通所リハビリセンター浦佐（もえぎ元気アップ教室ほっとかん）	
サービスの種類	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	
事業所の所在地	〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐330-5	
電話番号	025-777-5550	
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日指定	1512410414
実施単位・利用定員	6単位	各定員10人
通常の事業の実施地域	南魚沼市	

第4条（事業所の職員体制）

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護職員	常勤 1人以上
機能訓練指導員	常勤 1人以上

第5条（営業日及び営業時間）

営業日	火曜日、水曜日、金曜日（元旦を除く）
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午前11時30分まで 午後2時00分から午後4時00分まで

第6条（利用料）

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担金
要支援・事業対象者	4,370円	基本利用料の1割の額

- ※上記は南魚沼市が定めるものあり、改定された場合、利用者には事前に書面で知らせるものとする
- （2）キャンセル料は不要とする
 - （3）利用者がトレーニングで使用する用具を用意できない場合、事業所で用意し実費にて提供する

第7条（緊急時等における対応方法）

事業所は、サービスの利用中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関、家族に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとし、処置したことを速やかに主治医に報告する。

第8条（事故発生時の対応方法）

事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

第9条（非常災害対策）

事業所は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利

用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2. 前項の実施について、少なくとも年2回の避難訓練及び消火訓練を実施することとする。

第10条（虐待防止に関する事項）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条（身体拘束等の禁止）

事業所は、サービスの提供に当たって利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的（年2回以上＋新規採用時）な実施

第12条（事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所リハビリテーション等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第13条（苦情・ハラスメント処理）

事業所は、自ら提供した指定通所リハビリテーション等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

第14条（衛生管理）

事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

第15条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月

(2) 継続研修 年1回以上

2. 職員は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業所の責任において当該従業員の知り得た秘密の保持を行うものとする。

3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。